

## 障害者相談支援体制について

年度	長野市の相談支援の動き	法律・制度等について																				
10 ～	平成10年～「長野障害者自立支援センター」として国の相談支援のモデル事業を実施																					
15	長野市障害ふくしネットの発足 ※H18から始まる地域自立支援協議会のモデル事例	支援費制度の開始 (措置から契約へ、自己選択・決定を前提としたノーマライゼーションの実現を目指す。)																				
16	長野市独自のケアプラン作成事業を開始 (ケアプランナーが障害者の生活支援の個別計画を作成) 【ケアプランナー事業所9ヶ所・11人登録】																					
17	【ケアプランナー事業所12ヶ所33人登録】 ※精神の事業所を含むようになる。	「長野圏域障害者総合支援センター」を設置(県) (相談を担当する事業所は一か所集中ではなく、サテライト方式にする。)  精神保健福祉法の担当を市保健所健康課から障害福祉課に移管(7/1から)																				
18	○長野市相談支援専門員8人を配置(通称ケアマネ) ※H18年度下半期から、長野市が相談支援事業を指定管理を含め市内8事業所へ委託(ケアプランやサービスにつながる以前の相談、地域課題の検討等)  【ケアプランナー事業所11ヶ所・登録人数不明】	障害者自立支援法施行(支援費制度・精神保健福祉法の一部)により3障害対応となる。(身体的・精神的)  地域自立支援協議会を法的に位置づけ																				
19 ～23	○長野市相談支援専門員8人による「ケアマネ連絡会」を定期開催(委託期間:H19～H21及びH22～H24)  ◇ケアプランナー連絡会の定期開催 H19【ケアプランナー事業所14ヶ所・49人登録】 H20【ケアプランナー事業所17ヶ所・78人登録】 H21【ケアプランナー事業所19ヶ所・86人登録】 H22【ケアプランナー事業所18ヶ所・99人登録】 H23【ケアプランナー事業所18ヶ所・105人登録】	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">ケアプラン作成件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H16</td><td>285件</td></tr> <tr><td>H17</td><td>641件</td></tr> <tr><td>H18</td><td>671件</td></tr> <tr><td>H19</td><td>582件</td></tr> <tr><td>H20</td><td>775件</td></tr> <tr><td>H21</td><td>692件</td></tr> <tr><td>H22</td><td>697件</td></tr> <tr><td>H23</td><td>819件</td></tr> <tr><td>H24</td><td>492件</td></tr> </tbody> </table> <p>※H24からケアプラン作成を計画相談支援に移行開始</p>	ケアプラン作成件数		H16	285件	H17	641件	H18	671件	H19	582件	H20	775件	H21	692件	H22	697件	H23	819件	H24	492件
ケアプラン作成件数																						
H16	285件																					
H17	641件																					
H18	671件																					
H19	582件																					
H20	775件																					
H21	692件																					
H22	697件																					
H23	819件																					
H24	492件																					
24	○長野市相談支援専門員8人「ケアマネ連絡会」定期開催  ◇ケアプランナー連絡会の定期開催 (指定相談支援事業所は自由参加) H24【ケアプランナー事業所18ヶ所・114人登録】 H24【指定相談支援事業所25ヶ所、相談支援専門員71人】 ※ケアプラン作成事業(市の制度)と計画相談支援(国の制度)が並立して存在することとなる。	自立支援法と児童福祉法の改正  障害者虐待防止法の施行  国の法定サービスとして計画相談支援が開始 (指定相談支援事業所の相談支援専門員が、H26までに障害福祉サービス利用者全員に計画相談支援を実施する目標)																				
25	○長野市障害者相談支援センターの相談員9人 (委託期間:H25～H26)「ケアマネ連絡会」定期開催 ※相談員の1人を「虐待防止・権利擁護担当相談員」に変更し、「児童担当相談員」を加え9人となる。 また、「長野市相談支援専門員」の名称を「長野市障害者相談支援センターの相談員」に変更(別紙参照)  ◇ケアプランナー・指定相談支援事業所連絡会の開催 ※ケアプラン作成事業(市の制度)と指定相談支援事業所(国の制度)が対象	障害者自立支援法→障害者総合支援法 障害者等の範囲に難病等が加わる。																				